

見つめ直そう「私たちのしごと」

「共生社会を目指して、可能な限りその身近な場所で日常生活を送ることができ、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない。」これは、障害者総合支援法の基本理念の抜粋です。サービス法で初めて理念が規定されました。地域生活支援の大切さも感じられる素敵な内容です。さて、この理念を私たちが日々感じている「現実」というフィルターを被せてみたら、どんな注釈を加えなければならないでしょう。

「共生社会を目指して《障がいを理由に差別しているのは実は支援者かも》、可能な限りその身近な場所で日常生活を送ることができ、《ある施設長曰く、施設だって地域にあるから敷地内も地域だと、可能な限り頑張っても山の中だった》どこで《施設しか知らないのに》誰と《家族はいない、何人かの職員しか知らないのに》生活するについての選択の機会が確保され《選ぶ経験がない、最近色々聞かれるけど意味が分からない》、地域社会において他の人と共生することを妨げられない。《グループホームに移れると思ったら地域の反対がありいけなかった、普通の家に住んでいたのに、安全だからと新しい施設に引っ越しになった、前の家で住み続けたかった》」となるのでしょうか。

14年前に始まった契約制度（支援費支給制度）、

利用者と事業者の対等な関係や自己選択自己決定を謳い、新たな時代を期待させました。しかし、自立支援法が示された時に障害程度区分という物差しがはおり、人に数字が振られ、その数字によってサービス支給量の基準が決められ利用制限も生まれました。最近では、障害者施策だけではなく、グループホームの基準にも消防や建築に関する規制も多く示され、これを守るために多額の資金と労力が必要になってきました。平成元年にスタートした知的障害者制度グループホームの理念「地域の中での普通の暮らし」が「ミニ施設」へと変わりつつあります。更に、市町村に移行された事業の影響も深刻です。国の事業から市町村事業へと移行されたサービスのいくつかは、それぞれ市町村の判断による温度差が大きく新たな格差を生んでいます。

後ろ向きな話が多くなりましたが、この現実を突きつけられた時、私たちは一つ一つの課題にどう向き合ったのでしょうか、時には譲れない事として抗ってきたのでしょうか。理念が形骸化しているのを嘆くのではなく、それを招いた責任は私たち支援者にもあるはずです。本人主体、権利擁護、意思決定支援等、言葉は綺麗に並び、あるべき議論も盛んです。しかし、地域で起きている現実から目を背け、彼らの真の願いを見ているのでしょうか。意思決定支援を語る資格が今の



社会福祉法人愛泉会
南部支援センター長

村上 実

私たちにあるのか疑問です。誰のために私たちは存在するのか、私たちの identity を問い直す時ではないでしょうか。

最後になってしまいましたが、私は昨年8月から当法人にお世話になっています。この厳しい状況の中で、重い障害の方々の地域生活を支え続ける法人の強い意志と、それを支えるスタッフの皆さんの高い専門性と熱い志に教えられる毎日です。微力ですが少しでもこの地域に貢献出来るよう努力していきたいと思えます。